自動車注文書

下記の通り注文いたします。　　☆　中古車　☆

平成24年10月28日

売主		ご購入者			
ワイズソフト有限会社 岩国平田本店 〒741-0072 山口県岩国市 平田6－43－5平田マンション2011 ☎0123-45-6789　Fax0123-45-7890		住所	〒741-0072 山口県岩国市平田平田ビル 平田ビル１２３	TEL	0827-12-3456
		法人名			
		氏名	㊞	生年月日	年　月　日
		勤務先		TEL	
希望納期	平成24年11月30日	注文日	平成24年10月28日		

この注文書および別この注文書および別添の契約書（割賦販売の場合）記載の約款は売買の条件を記載したものですから、これらの事項をよく読んで十分納得した上で署名（記名捺印）して下さい。なお、現金販売の場合はこの注文書（お客様控）が契約書になります。特約事項は裏面に記載されています。また訪問販売の場合であっても、自動車にはクーリング・オフの適用はありません。

注文車両								
車名	販売車両車名　販売車両車種						ｸﾞﾚｰﾄﾞ	SPORT
型式	TA-CPEW	ドア	5	排気量	1.99 ℓ	変速機 CAT	塗色	黒
中古車の場合 登録番号	和歌山　500　て　1234	車検満了日	平成25年10月05日				車台番号	CPEW-123456
年式	平成 14	走行距離	123,450　Km		点検簿	有	仕様	整備

※価格等は税込金額で表示しています

車両本体			
車両本体価格		350,000	
値引き金額		▲　32,180	内消費税等
課税対象額	5 %	317,820	15,134
付属品	5 %	(ｲ) 12,600	600
特別仕様	5 %	(ﾛ) 23,800	1,133
整備費用		10,000	476
計 (A)		364,220	① 17,343

諸費用		
代行費用等 検査登録手続費用	100	
車庫証明手続代行費用	200	
納　車　費　用	300	
下取車諸手続代行費用	400	
下 取 車 査 定 料	500	
課税予備１	600	
課税予備２	700	
課税予備３	800	
課税予備４	900	内消費税等
小　計　5　%	4,500	② 214
自動車諸税 自動車税　月より		
自 動 車 取 得 税	5,000	
自動車重量税		
下取車未納自動車税		
小　　計	5,000	
その他 保険料（自賠責）（任意）	15,000	(ﾎ)
Ｊ Ａ Ｆ 加 入 料	40	
預り法定費用 検査登録（指定持込）	10	
車　庫　証　明	20	
下　　取　　車	30	
非課税予備１	50	
非課税予備２	60	
非課税予備３	70	
リサイクル預託金	-5,000	
小　　計	10,280	
計　(B)	19,780	

内消費税等合計　(C)	17,557	① ＋ ② － ③
現金販売価格(D)	384,000	A ＋ B
下取車 下取車価格	10,000	(ﾊ)(ﾆ)を含みます
下取車残債額	1,000	内消費税等
計　(E)	9,000	③

支払条件		
頭金 現　　金	65,000	
申　込　金	10,000	
下　取　車	9,000	(E)
計	84,000	
割　賦　元　金	300,000	(F)
支払金合計金額(G)	384,000 円	

付属品明細 品　　名	数量	金　額
付属品名1	1	1,000
付属品名2	1	1,100
付属品名3	1	1,200
付属品名4	1	1,300
付属品名5	1	1,400
付属品名6	1	1,500
付属品名7	1	1,600
付属品名8	1	1,700
付属品名9	1	1,800
計	(ｲ)	12,600

特別仕様明細		
特別仕様明細名1	1	2,000
特別仕様明細名2	1	2,100
特別仕様明細名3	2	4,400
特別仕様明細名4	1	2,300
特別仕様明細名5	1	2,400
特別仕様明細名6	1	2,500
特別仕様明細名7	1	2,600
特別仕様明細名8	1	2,700
特別仕様明細名9	1	2,800
計	(ﾛ)	23,800

下取車明細			
車名	下取対象車両車名　下取対象車両車種		
年式	平成 10	登録番号	八王子 555 せ 9876
型式	TER-CVF	車台番号	CVF-1234567890
車検期限	H24年11月30日	走行距離	125,000 Km
自賠責未経過額	(ﾊ) 5,000 円	自動車税未経過額	(ﾆ) 2,000 円
査定額	9,000 円	査定日	H24年10月01日
所有者	下取車所有者名	使用者	下取車使用者名

賦払金明細							
初回支払金	25,680 円	支払期間	H24年12月～H25年11月				
2回目以降	25,300 円	11 回	支払日	毎月 25 日	支払回数	12 回	
ﾎﾞｰﾅｽ時	5,000 円	2 回	支払月	6 月 ， 12 月			
金融機関	○△□銀行○□支店						
割賦元金	(F) 300,000 円	割賦手数料	13,980 円				

任意保険				
車　両		保険金額	万円	
対　人	（限定条件等）家族限定	保険金額	無制限	
対　物		保険金額	無制限	
搭乗者	1名／１事故	保険金額	5,000 万円	保険料 15,000 円
（種類 スーパーエコノミー）		計	(ﾎ)	15,000 円

【主要装備】
ABS,エアバッグ運転者前＋横,エアバッグ助手席前＋横,オーディオCD,プライバシーガラス,パワーステアリング,フルオートエアコン,電動格納ミラー,取扱説明書,保証書

登録手続等に必要ですので、下記の書類をご用意下さい。

印鑑証明書	1	住 民 票		下取車納税証明書	1	保証人印鑑証明書	1	自認書・承諾書	
委 任 状	1	譲渡証明書	1						
税区				No.	28				

登録名義人	氏名		フリガナ		住所	

担当は 本田　三郎 です。(お振込先:◎△信用金庫 ◎△中央支店 普通 012345678 ◎△有限会社 取締役　山田　太郎)

［一般約款］

1. 売主(以下「甲」という)にて万一購入者(以下「乙」という)の注文に応ずることができないと判断された場合は、これについて一切異議ないものとします。注文書原本及び申込金は、そのまま乙に返還されるものとします。

2. 申込金は、契約成立時に売買代金の一部の支払いに充当されるものとします。

3. 万一、乙の都合で申込みを撤回し、このため甲に損害を与えた場合は、別途損害賠償(通常生ずる額に限る)を請求されても異議ないものとします。この場合、申込金は相殺されても異議ないものとします。

4. 契約は、この注文書に基づき甲が自動車の登録をした場合、または自動車の架装、改造もしくは加修に着手した時のうち、いずれか早い時に成立するものとします。ただし、自動車登録前に何らかの架装・改造・加修を施さない自動車の引渡しを受ける時は、その引渡時に成立するものとします。

5. 前号に基づき成立する契約の内容は、この注文書、および注文時までに甲から契約書フォームの交付を受けているときは、これに記載された約款に従うもとのします。

6. 自動車登録に関連して必要になる登録書類は、注文後遅滞なく甲に交付するものとします。

7. 下取車は、自動車の引渡しを受けるのと引換に甲に引渡すものとします。万一、引換に下取車を引渡すことができない場合、または下取車が自走不能となっていた場合は、下取費用の他に引取りにかかる費用を甲に支払うものとします。

8. 下取車について、甲に引渡す迄の間に、万一破損その他の損害が生じた場合は、甲の再査定を受け、その査定額をもって下取価格とされても異議ないものとします。

9. 下取車に抵当権、貸借権などなんらの権利の設定がないことはもちろん、公租公課の滞納など一切の負担がないことを保証するとともに、万一第三者から異議・費用負担などの請求など甲に不利益となる申し出があるときはすべて乙の責任において処理し、甲に迷惑をかけないものとします。

10. 下取書類は、契約成立日までに甲に交付するものとします。

11. 下取車の自賠責保険料と自動車税
下取車の自賠責保険の未経過分相当額は次の算式によって算出されるものとします。
自賠責保険料未経過分相当額＝
(1か月の解約保険料)×(未経過月数－2)
(注)未経過月数は満月数、1000円未満は四捨五入
下取車の納付済み自動車税の期日未経過分は、下取車の引渡しおよび登録名義変更手続完了の翌月分から、月割りで算出

されるものとします。

12. 車輌が中古自動車である場合、価格ステッカー、車両状態説明書もしくは整備明細書に記載された前使用者の使用の態様(走行距離等)から通常生じる瑕疵については、乙は一切異議ないものとします。ただし、保証書が添付されている場合には、その範囲で保証が受けられるものとします。

13. 見本等による購入の場合の契約解除
乙は、見本、カタログ等によって購入の申込をした場合、引渡された車輌がそれと相違し、その補修もしくは補充が不可能なときは、契約を解除できるものとします。

14. 自動車の引渡しを受ける際には装備・外観その他すべての点について良好な状態にあることを確認するものとします。従って以後自動車に保証書が添付されている時のみ保証書の規定により甲に保証を求めるものとします。

［割賦払約款］

1. 自動車の割賦購入に関する所定の契約書類は、契約成立日までに必要箇所に署名(または記名)捺印の上、甲に交付するものとします。

2. 乙以外のものを手形振出人とする場合は、必ずこの者を乙の債務の連帯保証人とします。

［提携ローン利用約款］

1. ローン利用の場合、金融機関から分割返済総額の融資を受けるため、この注文書発行後甲または当該金融機関より当該借入の保証承諾を得、遅滞なく当該金融機関に出向き、所定の借入手続きをとるものとします。

2. 金融機関からの総借入額および分割返済条件などの確定は、前号による所定の借入手続後になりますので、金融機関に対する乙の債務額および分割返済条件などは、金融機関の都合により、表記と多少異なることがありますからご了承下さい。

3. 提携ローン利用の自動車購入に関する所定の契約書類は、契約成立日までに必要箇所に署名(または記名)捺印の上甲に交付します。
(注)割賦手数料、融資手数料のなかには公正証書費用、抵当権設定、抹消費用は含まれておりません。

［現金一括払約款］
1. 自動車の代金は、表記「支払条件」の欄記載の期日に、金額を一括して現金をもって甲に支払うものとします。

［個人情報の取扱］

ご記入いただいた情報は、個人情報の漏えいを防ぐため、適正に管理します。

［個人情報の収集・利用目的］

ご購入頂いた車両等の納品、関連するアフターサービスの対応、サービスに関する情報、その他何らかの理由によりお客様に連絡をとる必要が生じた時に、電話・郵便等により、お知らせする為に利用いたします。